

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二二七
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二二七
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 二二六
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二二六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二二六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二二九
- 沖合たこご漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 二二九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 二四〇
- 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二四〇

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 二四二
- 浸水想定区域を指定した件 二四四
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二四四
- 一般競争入札を行う件二件 二四四
- 落札者を決定した件二件 二四四

正 誤

- 令和六年三月三十日付け号外第二十五号中 二四九

告 示

福島県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	老人短期入所事業所星風苑	事業所の所在地	伊達市月館町御代田字月崎山一番地七	事業者の名称	社会福祉法人慈仁会	事業者の主たる事務所の所在地	伊達市月館町御代田字月崎山一番地七	指定年月日	令和六年四月一日	サービスの種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
--------	--------------	---------	-------------------	--------	-----------	----------------	-------------------	-------	----------	---------	--------------------------

（社会福祉課）

福島県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
宝山堂薬局 おうぎ町店	会津若松市一箕町大字亀賀字村前三六一一	会津若松市扇町三丁目一七七七	有限会社アシスト	会津若松市扇町三丁目一七七七
在宅看護セン	田村郡三春町	田村郡三春町字	一般社団	田村郡三春町大

ター陽だまり 訪問看護リハビリ ステーション	桜ヶ丘三丁目 四一九	荒町一〇一	法人陽だ まり	字平沢字広久保 五五一
健康倶楽部あい づ デイサービ スセンター「ラ フェスタ」	会津若松市一箕 町大字亀賀字藤 原三三二番地	会津若松市山見 町二丁目一一一 一二	医療法人 社団平成 会	大沼郡会津美里 町荻窪字上野一 八五番地
デイサービ ス ファミーナ	会津若松市一箕 町大字亀賀字藤 原四〇〇番地	会津若松市藤原 一丁目五―三〇	株式会社 ヴェルファ ミーユ	会津若松市藤原 一丁目五―三〇
小規模多機能す ずかぜ山見	会津若松市山見 町一―二	会津若松市山見 二丁目一―一七	有限会社 日本福祉 介護サー ビス	会津若松市一箕 町大字亀賀字藤 原三二―四

(社会福祉課)

福島県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービ スの種 類
小規模多 機能型居 宅介護ほ ほえみの 里	田村郡三 春町大字 熊耳字神 山二八七 番	社会福祉 法人ほほ えみ福祉 会	田村郡三春町大 字熊耳字神山二 八七番	令和六年三月三 一日	小規模多 機能型居 宅介護 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護

福島県告示第三百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年五月十日から同年九月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅雄

(社会福祉課)

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）薬王堂須賀川木之崎店 福島県須賀川市木之崎字寺前七十一番四ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社薬王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社薬王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年十二月三十一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百五平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおりに
（二）収容台数 四十五台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおりに
（二）収容台数 十二台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおりに
（二）面積 二十八平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおりに

(二) 容量 三・七五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前八時

閉店時刻 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和六年四月三十日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年五月十日から同年九月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四十二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町五番四十二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四十二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町五番四十二号

三 変更した年月日

令和六年三月一日

四 届出年月日

令和六年四月二十三日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年五月十日から同年六月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

ヴィアフレスコ 福島県南相馬市原町区北原字本屋敷百八十六ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則(令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。)第四条第一項第六号に掲げること漁業につき、規則第十一條第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 制限措置

一 漁業種類

沖合たこご漁業

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

(1) 船舶の数 二十三隻

(2) 船舶の総トン数 総トン数七トン未満で、申請のあつた船舶の総トン数以下

- 三 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- 四 操業区域
次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成十二年九月三十日現在の所属漁業協同組合とし、平成十二年十月一日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成十二年九月三十日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来、小浜、小名浜、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深百二十メートル以深の海面
富熊、請戸、鹿島、磯部、相馬原釜、新地	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深百二十メートル以深の海面

- 五 漁業時期
令和六年七月一日から同年八月十三日まで
- 六 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和六年五月十日から同年六月九日まで

(水産課)

福島県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字滝沢字現燈山二五四の一、二五四の四から二五四の四まで、二五四の三九、二五四の一、二五四の三八、二五六一の一、二五六一の二、二五六一の三
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字大志字家ノ向一五〇〇の一から一五〇〇の四二まで、一五〇〇の四四から一五〇〇の四七まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字滝沢字現燈山二四四九の一、二四四九の二
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字滝沢字市野々一八の一、一八の五から一八の一三まで、一八の一五
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字市野々一八の一、一八の一五

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字西谷字深入一八六八のイ、一八六八の八、一八六八の二二、一八六八の一七、一八六八の二四、一八六八の二九、一八六八の四四、一八六八の四六、一八六八の五〇、一八六八の五一、一八六八の五三から一八六八の五五まで、一八六八の六一、一八七六から一八八〇まで、一八八二、一八八五、一八八六、二〇七三、字南沢一八六七のイから一八六七の九まで、二〇七〇から二〇七二まで、字堰場一八八七の三五から一八八七の三八まで、一八八七の四三、二〇七五、字白沢下屋敷一八〇一の二から一八〇一の一一まで、一八〇一の一五、一八〇一の一六

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深入一八六八のイ、一八六八の二二、一八六八の二四、一八六八の五〇、一八六八の五一、一八六八の五三から一八六八の五五まで、一八七六から一八八〇まで、一八八二、一八八五、一八八六、二〇七三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字滝沢字滝沢入五四の一、五五の一、五六の三、五六の乙、五七、字現燈山二五六一の四、二五六一の五

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和六年五月十日

福島県知事 内堀 雅雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字大柳字手倉林甲八三三のイ、甲八三三のロ、甲八三四、字後ノ沢甲八三一の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字手倉林甲八三三のイ、甲八三三のロ、甲八三四

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字細八字下中沢甲五五の一、甲五五の二、字西ノ沢甲一八二二の一、甲一八二二の二、甲一八二二の四、甲一八二二の二二、甲一八二二の一五、甲一八二二の一八から甲一八二二の二五まで、甲一八二二のカ、甲一八二二のタ、甲一八二二のニ、甲一八二二のハ、甲一八二二のリ、甲一八二三、甲一八二四の一、甲一八二四の二、甲一八二五の一、甲一八二七の二、甲一八二八、甲一八二九の九、甲一八二九の一七、甲一八二九の一八、甲一八二九の二〇から甲一八二九の二三まで、甲一八二九のイ、甲一八二九のカ、甲一八二九のタ、甲一八二九のチ、甲一八二九のト、甲一八二九のニ、甲一八二九のヌ、甲一八二九のハ、甲一八二九のヘ、

- 甲一八二九のホ、甲一八二九のヨ、甲一八二九のル、甲一八二九のロ、甲一八二九のワ、甲一八二九のヲ、甲一八三〇から甲一八三六まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字細八字里寺乙二五五二から乙二五五四まで、字西沢入乙二五六一、乙二五六三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字牧沢字滝替一二三四の五
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字四ツ谷字永窪二二から二五まで、二七の二

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字大柳字大窪甲三六二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字冑中字上野一二四六、一二四九、字出入一二四五、一八七七、二〇一四、二〇一五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字牧沢字栗平二〇九三の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字久保田字下柳津畑甲二三五四の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字猪倉野字兎澤丁九一、字塩澤丁一〇五の二八

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者に

ついでには、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を榑葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年五月十日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
株式会社福島県農工銀行
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林に指定したこと。
- 2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする件(令和六年福島県告示第二百三十号)によること。

(森林保全課)

公 告

公告第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和六年五月十日
福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
南相馬土地改良区

退任した役員
氏名

理事 境 勝明

同 高橋 章

同 佐藤 邦義

同 牛渡 隆夫

同 志賀 恒夫

同 和田上 宗雄

同 菊地 洋一

同 佐藤 幸信

同 鶴崎 清一

同 江井 和穂

同 梅村 正敏

同 寶玉 義則

同 林 秀之

同 渡部 定幸

同 大和田 壽一

住所

南相馬市原町区上太田字中島六二番地

同 相馬郡飯館村飯樋字西原三六三番地

同 南相馬市原町区上洪佐字原田一六七番地の一

同 市原町区石神字北明内三番地

同 市原町区馬場字地切五〇番地

同 市原町区深野字塩塚二六八番地の二

同 市原町区泉字寺家前二六二番地

同 市原町区上高平字芦ノ口前一〇九番地の六

同 市原町区大甕字鶴崎二六二番地

同 市原町区下江井字小谷津一四二番地の一

同 市原町区牛来字久保一九七番地

同 市原町区江井字堀内前二七番地

同 市原町区大原字清水八六番地

同 市原町区大木戸字八方内六九番地

同 市原町区鶴谷字台畑九一番地

同	高倉 一夫	同	市原町区上町一丁目三四番地
就任した役員		住所	
役別	氏名		
理事	境 勝明		南相馬市原町区上太田字中島六二番地
	高橋 章		相馬郡飯館村飯樋字西原三六三番地
	佐藤 邦義		南相馬市原町区上波佐字原田一六七番地の二
	牛渡 隆夫		市原町区石神字北明内三番地
	和田上 宗雄		市原町区深野字塩塚二六八番地の二
	遠藤 一郎		市原町区馬場字滝原一一一番地の二
	菊地 洋一		市原町区泉字寺家前二六二番地
	佐藤 幸信		市原町区上高平字芦ノ口前一〇九番地の六
	鶴崎 清一		市原町区大甕字鶴崎二六二番地
	江井 和穂		市原町区下江井字小谷津一四二番地の一
	梅村 正敏		市原町区江井字堀内前二七番地
	寶玉 義則		市原町区金沢字西山五六番地
	荒 淳子		市原町区大木戸字八方内六九番地
監事	渡部 定幸		市原町区鶴谷字台畑九一番地
	大和田 壽一		市原町区下北高平字赤字津木四〇一番地
	高玉 利一		

(農村計画課)

公告第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年五月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称	大熊町土地改良区	退任した役員	氏名	住所
		役別	氏名	
		理事	渡邊 利綱	双葉郡大熊町大字大川原字南平八六二番地
			塚本 英一	郡同 町大字熊字熊町四三三番地
			佐藤 敏幸	郡同 町大字夫沢字長者原一五番地
			佐久間 住夫	郡同 町大字熊字滑津六〇〇番地
			石橋 英雄	郡同 町大字熊川字久麻川四九三番地
			松永 喜材	郡同 町大字小入野字東大和久五一六番地
			鈴木 勝男	郡同 町大字夫沢字大八二番地
			根本 豊稔	郡同 町大字野上字山神五六番地
			木幡 仁	郡同 町大字野上字山神五六番地

同	吉田 幸治	同	町大字下野上字金谷平二八四番地三
同	佐藤 照彦	同	町大字大川原字西平九二八番地
同	菊池 清	同	町大字熊字旭台一八四番地
監事	新長 英一	同	町大字熊川字久麻川七五番地
	加井 孝之	同	町大字夫沢字中央台一一八番地
	金森 干城	同	町大字下野上字金谷平五五一番地の二
就任した役員		住所	
役別	氏名		
理事	渡邊 利綱		双葉郡大熊町大字大川原字南平八六二番
	加藤 直人		同 町大字熊字熊町八七六番地
	佐藤 敏幸		同 町大字夫沢字長者原一五番地
	吉田 幸治		同 町大字下野上字金谷平二八四番地三
	佐藤 照彦		同 町大字大川原字西平九二八番地
	佐久間 住夫		同 町大字熊字錦台三二五番地
	根本 豊稔		同 町大字夫沢字大八二番地
	菊池 清		同 町大字熊字旭台一八四番地
	吉岡 文弘		同 町大字小入野字東大和久五一二番地
	新長 英一		同 町大字熊川字久麻川七五番地
監事	加井 孝之		同 町大字夫沢字中央台一一八番地
	小田 貴浩		同 町大字下野上字金谷平一五六番地

(農村計画課)

公告第八十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、神白川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年五月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、矢吹町から県南都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二
縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第82号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モバイルノート型パソコンⅡ 779台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年9月30日（月）
- (4) 納入場所 福島県立視覚支援学校ほか計21か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月3日

(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年5月10日(金)から同年6月3日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙14枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年5月17日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年5月17日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年6月21日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Laptop Computer 779 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 21 June 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 June 2024

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第83号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モニターほか計5品目 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年9月30日（月）
- (4) 納入場所 福島県立福島高等学校ほか計70か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月3日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年5月10日（金）から同年6月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年5月17日（金）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年5月17日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年6月21日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Five items including a monitor and other types of devices 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:30 p.m., 21 June 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 June 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第84号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 3,662台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年4月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
236,858,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月27日

(入札用度課)

公告第85号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月10日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モバイルノート型パソコン 150台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年4月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
17,731,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月27日

(入札用度課)

○令和六年三月三十日付け号外第二十五号中

三		二	一	
上		下	下	上
後ろか ら六	一一二	後ろか ら一六	五	後ろか ら一〇
令和六年法律第四号	附則第六条	附則第六条の二第十三項	第七条の二の十五第一項	第七条の二第二項
令和六年法律第 号	第 条 項	第 条 第 項	第 条 第 項	第 条 第 項

ページ	正
段	
行	
	誤

正誤